

カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センターたより

春号
19年5月
No.53

カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター事務局
〒604-8006 京都市中京区河原町三条上ル カトリック会館7F
発行人／奥村 豊
TEL&FAX075-223-2291 E-mail: bukatsu@kyoto.catholic.jp
Home Page <http://www.kyoto.catholic.jp/bukatsu/>

天皇退位は「易姓革命」

—皇統譜を卒業できるか?—

福音の小さい兄弟会・おおたまさる

天皇制には、始りがあり、従って終わりもある、という観点から学習会「天皇制のAとΩ」を、「信徒の会」でやってきました。その6回にわたる集いの学びを糧に、今回の天皇退位を考えて見たいと思います。

皇太子裕仁さんは、1922年のヨーロッパ訪問の折、3つの大王朝の没落を見・実感して天皇制の存続を考える若者政治家・外交武官のチームを大川周明を校長として作りました。(D.バーガミニ「天皇の陰謀」英文326～331頁) そしてごく近くでは1911年の辛亥革命による5000年続いた中国帝政の終焉と1384年以来の朝鮮李王朝の1910年の日本による滅亡があり、日本の天皇制は1945年マッカーサー元帥により終了してもおかしくはなかったのです。

終了しなかったのは、1945年9月27日の初めてのマッカーサー元帥と天皇との会談で神学論議があったからです。天皇自らが洗礼を受けともよい、と表明していた、とも言われます。この会談の内容は一部しか公開されていないので、「実は、この会談は神学論議の会談だった。」という説が真実味を帯びることも可能なのです。(「天皇のロザリオ」鬼塚英昭著P. 249 参照) 神学論議の内容は「マッカーサーは、天皇に人間宣言をしてもらいたい・天皇はその提案を受けられるか? 受けるとすれば、どこまで神性を剥がせるか? 天皇は現人神ではないとズバリいうか・皇祖皇宗こうそこうその先祖からの血脈を生かして先祖崇拜のレベルで神性を辛うじて保持するか・天皇と国民との信頼と敬愛の紐帯をテコにするか」などなどの議論だったと考えられます。そして発表された詔書の中身は極めてあいまいであり、明確に現人神ではない、と否定はしていないのですが、海外メディアへむけては「天皇、現人神にあらず」の人間宣言と報道されたのでした。

さてこの人間宣言は、神風を固く信じていたおおくの人々にショックを与えました。「本当か？」と疑う国民を納得させ、戦争の荒廃から立ち直らせるのは天皇の全国行幸・巡幸しかない、とマッカーサーは判断したようです。国民が顔を見たことも無い天皇に全国を回らせて「顔を晒して、人間ですよ。」とマッカーサーは宣伝したかったのです。天皇の戦争責任を自覚していた宮内庁は、この人間宣言を知らしめる全国行幸のスタイルに苦慮します。「息子をかえせ！夫を返せ！」と石をぶつけられる可能性もありました。メーデーに「朕はたらふく食ってるぞ！汝ら人民飢えて死ね！」というプラカードも出た時代です。宮内庁は天皇に菜っ葉服を着させ、敗れた靴を履かせました。国民の苦労を体現した姿に装わせたのです。このありさまが大成功を呼びました。「おかわいそうに・おいたわしや」との国民の反応でした。

巡幸のはじめの頃は、顔を晒す天皇にどう接してよいか、ためらいがちな国民たちもやがて国旗を振るようになり（政府・自治体の秘かな準備があったでしょうね）、平地で対面する巡幸が、舞台から手を振る巡幸に変化していきました。天皇の自意識にも変化が起き、戦争責任者から、国民統合の要との自覚に徐々に変わっていったことでしょう。GHQは国旗の振られ始めたことに驚いて、巡幸の中止を命じましたが、どこかで妥協があり、再開されました。かくして人間宣言の中に隠されていた神性は徐々に回復されていったようです。

「戦後国体とキリスト教」というテーマで佐藤優と富岡幸一郎が「群像」2019年2月号講談社で対談をしています（P.107~127）。佐藤はカトリック、富岡は無教会系のプロテスタントという立場です。マッカーサーのGHQ体制がいかにキリスト教を強く布教活動を推し進めたかを語っています。佐藤優は、マッカーサーに「日本人の政治意識は12歳」などと言われながら、キリスト教化を受け入れるように見せかけながら、したたかに天皇制を守った、と戦後史を読むようです。マッカーサーが解任されたとき、昭和天皇には「これで、洗礼を受けなくて済んだ」との思いがあったのでしょうか。その思いが、出てしまったのが「火星ちゃん発言の後の昭和天皇の美智子さんへの発言＝今後、キリスト教の話は皇室ではしてはならない。」でしょう。美智子さんが皇室に入ることが決まった時に火星ちゃん＝常陸宮が「これからは皇室でも自由にキリスト教の話ができるね、うれしい。」と言ったのを昭和天皇が聞きとがめ、「ダメだよ」と言ったので、そのショックで美智子さんは失語症になられた、と言われていました。皇太子にバイニング夫人が付き、常陸宮に植村牧師の娘、植村環さんが教育係についてキリスト教化の体制を昭和天皇はマッカーサー解任によりようやく変更することが出来るようになったのです。

しかしながら、平成天皇は美智子さんの助けもあって、人間意識を失うことはなかったと思います。明治天皇と昭和天皇には国会の議決が戦争反対であっても、戦争を

遂行するだけの皇室財産があり、日本を支配する実権がありました。しかし、平成天皇には、皇室予算250億円があるだけで、江戸時代の皇室予算3万石と大して変わりません。これでは明治天皇・昭和天皇の皇祖皇宗の重みとはケタ違いで、国民の後ろ盾だけが支えでしょう。

ですが、安倍さんたち「戦後レジーム」からの脱却を図り明治憲法の時代に戻ろうとする勢力が力をもっている現状では、平成天皇の人間教育はバイニング夫人たちにしっかりとなされていたでしょうが、今回の代替わりで生まれる新天皇が皇室の神道的な伝統に取り込まれていく危険は十分にあります。当面、新天皇は平成天皇と美智子さんの路線を継承し「象徴」としての役割を国民の苦悩と喜びに深く寄り添っていく姿勢を保持していくでしょう。このとき、国民の一人一人、わたしたち一人ひとりが、災害地や離島・沖縄や北方領土の苦しい状態を自分のものとして引き受け祈る生活をしない場合には、その行為を独占していく天皇がやがて神性を帯びていく危険は大きいでしょう。

更に、佐藤優さんと富岡幸一郎さんが触れているように、今回の代替わりは「一種の禪譲」であり、禪譲と放伐を封じ込めた明治維新により、自然死によってしか変わらないはずの代替わりが、変わった。つまり、「天の秩序が変わったことを天子が理解し、もう自分の時代ではないと禪譲した。禪譲があるなら放伐＝徳を失った君主を討伐して追い払うこともあるわけで、革命に道を開くことになる。」「易姓革命」を中国と違って封じ込めてきた日本の政治に「革命が部分的だが入ってきた。」ことになる（P.119）。今回の生前退位の2016年8月8日の「お言葉」は、明らかに政治を動かした憲法にふれる行為でありながら、国民も政府もメディアも容認するということは「自発的・内発的易姓革命」とでもいうしかない新しい事態です。ここに明治維新150年を経て、現人神にかわる、神性を放棄した新しい人間天皇・象徴天皇の誕生をみる思いがします。この天皇が皇統譜を卒業して徐々に人権を獲得する方向に進むのか、人類全体の兄弟姉妹の共同体の実現の方向に背を向けて、日本独自の国体的人間形成を追求する方向に進むのか、私たちカトリック信徒としての選択肢は明らかだとも思います。

血脈、血統、あるいは家族

奥村 豊（京都教区司祭）

マリアの子、大工の息子、ダビデの子、アブラハムの子、その他聖書には家族関係や、さらに系図が多く記されているので、キリスト教が血脈を重要視しているように感じてしまう方ももしかするといるかもしれない。特に降誕節の聖家族などがクローズアップされるとなおさら「家族って大事だよなあ」と思われても無理のないことだ。しかし最近親の性虐待が報道されたりすると、家族関係や血脈を絶対視して無条件に信頼を置くことには問題もあることが分かる。殺人事件の件数を調べると親族間の件数が過半数を占めている。その内一番多いのが夫婦間、次いで子殺し、次に親殺しと続く。家族は危険な関係でもあるのだ。愛憎はコインの裏表のような関係なのだろうか。

家族内の危険性はさて置き、わたしたちが一般的に使っている家族に関する言葉の中に入籍、嫁ぐ、あと取りなどがある。入籍は法的に養子縁組に用いる言葉で、結婚することを意味しない。婚姻届を提出すると新しい戸籍が作られ、新しい家族が生まれるのである。ところが、芸能人などが「本日入籍いたしました」などと言うものだから、結婚イコール入籍になってしまっている。これはおそらく、旧法の家族制度がまだまだ作用しているからであろう。籍を入れるというのは、主に女性が男性の家の戸籍に入ることを意味していた名残なのだ。つまり男女の個人としての結婚ではなく、嫁ぐ側がめとる側の家のために結婚する制度なのであった。日本国憲法では両性の本質的平等が掲げられているが、いまだ日本の国はその実現にはいたっていないといえる。だからこそ「女性は子どもを産む機械」発言などがぼろっと口をついて出てしまうのだ。長男にとって家を継ぐことは最大の使命であり、その妻にとって子を宿すことが最大の使命になってしまっている。また、夫が妻を指して「俺の嫁」というのはまちがっている。俺の家の嫁ではなかろうか。男性にとっては自分の妻と言う意識よりも、自分と同化した家の持ち物の意識が強いのもかもしれない。もちろん伝えられてきた言語の使用にあたっては常識になっているので、このような意識を持たずに使っている可能性もある。結婚がその子弟をもうけ家族を形成する方向性を持っているとしても、それは家を存続させるためではない。結婚した二人が家族の始まりなのである。また聖書が「産めよ、増えよ」と書いているとしても、産まなかった、増えなかったことが断罪されていいわけではない。旧約のこの言葉は人類への祝福の言葉ととら

えたい。新約においては血脈を超えた人間の結びつきが見てとれる。「わたしの母、わたしの兄弟とは誰か」（マタイ 12：46－50、マルコ 3：31－35、ルカ 8：19－21）などがその例であろう。

犬や馬の血統に価値を見出す人間は、自分自身や他者に対してもそれを要求する。メシアがダビデの家系から生まれてくるという待望もその反映ではなかろうか。しかしイエスは「どうしてメシアがダビデの子なのか」（マタイ 22：41－46、マルコ 12：35－37、ルカ 20：41－44）と言っている。メシアがしかるべき家系から現れるという律法学者たちの思い込みに対する批判である。〇〇の家からは司祭や修道者が何人出ているといった感覚もそれに近いかもしれない。当事者がそのことに誇りを感じて励むことは大いに結構なのだが、途中で挫折したり子弟を持たない人々のことを考えると無闇に吹聴することに問題がないとはえない。そもそもイエス誕生の物語は、人間の罪深い血統を超える形で展開されているはずなのだ。

血脈、血統は人間の強固な属性である。これがひいては民族、国家といった属性の基盤にもなっている。わたしはその価値をまるっきり否定しようとは思わない。それがそれぞれの人の生きる力になりうるからだ。しかし我が属性を清いもの、尊いものとして絶対視することには大いに疑問を呈する。それが差別の心理的原因の多くを占めていると思うからだ。なぜそのような心理を人間が持つてしまうのか。それはこの日本の国の特性として、個の確立がなされていないからだと思う。よく言えばそれは仲間意識の強さであり、結束力への憧れともいえよう。それらの制度的表現が家族制度であったのであり、今でも家族への盲目的な幻想が幼い命を奪い続けている。毒親という言葉が流行っていることは嘆かわしいと感じる一方で、家に個を押しつぶされてしまう者の叫びが表に出てきたことには時代の波を同時に感じる。家を出て他の家に嫁いできた女性はある意味で個が確立しているように思う。一度は家を捨てているからだ。問題なのは家を背負っているといいながらも、実のところはそれに依存して個の確立がままならない男性かもしれない。

学習会「ハンセン病と絶対隔離政策と人権侵害」

——誤った政策はなぜ是正されなかったのか——

事務局からの報告

和泉眞蔵先生は、数少ないハンセン病専門医の一人として、療養所の勤務体験・国賠訴訟証言者・ハンセン病市民学会と関わりを継続してこられ、現在も研究拠点を

新患多発地帯のインドネシアにおき、世界的規模での研究・医療活動を続けておられます。

今回はハンセン病問題についての日々の医学的・思想的ご考察の中で生まれてきた「統合」というキーワードを使って、「ハンセン病と絶対隔離政策と人権侵害」—誤った政策はなぜ是正されなかったのか—についてお話しくださいました。ご講演のテープ起こしは次号から掲載いたしますので、期待していただくとして、ここでは事務局として、お話のポイントをお伝えいたします。

まず、初めに「統合」について、先生は人類の東アフリカでの誕生から説き起こし、特別の病気とされ、疫病ともされてきたが、ハンセン病は現在は科学的ハンセン病医学により普通の「慢性細菌感染症」に「統合」されたのだと説かれます。つまり、療養所に隔離し、普通の病院では扱わなくしてきた医療体制を正して、これからは普通の地域病院で診察が受けられるようにするべきだと説かれます。世界的に見れば、ここ十年ほどは毎年21万人ほどの新しい患者が発生していることから、ハンセン病を特別視しては、治療体制に不備が出るとお考えです。



次に「統合」は、感染の理解に関わります。ハンセン病に感染するとは、「細菌などの微生物がヒトなどの体内に侵入して“共生”状態になる」ことで、2種類の生物が互に関係しあいながら共に生きる生命現象です。「らい菌」絶滅を志向し、菌保有者の人間をも絶滅させようとした思想を克服し、共生を視野に入れて、ヒトと菌を「統合」の視点からとらえると、これまで見えてこなかった病気の姿がハッキリと見えて来て、多くの謎が解明される、と和泉先生は説かれました。

らい菌のゲノム解析のお話や「らい菌は他の生物の細胞の中に寄生していきるように退行的に進化した細菌」であるというお話や多様な病型のお話や感染ルートのお話でも新鮮で学びは多かったです。それらはテープ起こしに期待していただくとして、どうしても触れておきたい「統合」についてお伝えします。

それは「救らい思想」についての「統合」です。救らいの一つの考え方は、「当時の社会が、隔離され迫害されているハンセン病患者に救済の手を差し伸べるハンセン病施設の職員に対し、「救癩の戦士」などと讃えた考え方であり、異常な讃え方でしたが、

差別が厳しかった時代にあえて困難な人生を自ら選んで病苦にあえぐ患者さんに寄り添って生きようとした人道的な行為である」と評価する考え方であり、もう一つは「ハンセン病施設の職員は、絶対隔離政策の実践者であり、差別者であった。」とする考え方です。和泉先生は、この両説をより高い次元で「統合」する論理の構築を期待しています、と期待を表明しておられましたが、具体的に両説を統合する論理の構築は示して下さいませんでした。しかし、続いてお話しくくださった「三園長証言」についてのお話で、統合論理の一端が見えたように思いました。

「三園長証言」とは、ご存知のように、1951年に国会で3人の療養所責任者・園長がした証言で、特に光田健輔証言は、らい菌の感染力やハンセン病の伝染性について医学的に全く誤った見解を述べ、断種堕胎を伴う日本型絶対隔離政策は世界でも採用されるべき唯一の正しいハンセン病対策であり、広く流行地で普及するよう努めたい、と証言したのでした。和泉先生は「発病していない家族の断種まで行うべきという光田の主張には戦慄を禁じ得ません。」と言われました。このように誤った医学情報で議員たちの恐怖心をあおり、絶対隔離政策が変更されないように画策したことに、和泉先生は専門医として異議を唱えておられます。(証人調書②らい予防法訴訟和泉眞蔵証言・2001年皓星社) 誤った証言をした光田につき和泉先生は「根強い差別思想の持主であり、韓国朝鮮人に対しても根強い差別思想を持っていたことが光田のハンセン病観を誤らせた。」と断じています。両説を統合する論理の構築は、反差別思想・正しい人権尊重を軸に、と思われまます。

和泉先生の提唱したい「統合論理」は、推察するに、「このような医師たちの姿は、本来あるべき姿ではありません。本来なら、ハンセン病の正しい医学的知識を持っている医師たちは、新しい科学的疾病観で国民の古い意識を変革し、日本にはライはふさわしくないというような国家主義と闘うべきでしたが、彼らはその社会的責務を忘れ、むしろ先頭に立って誤った国策の推進に手を貸したのでした。」と言われたことから、推察されます。

○「救らいの戦士」とか「人道的行為をしている」とか、他者からのプラス評価や自己評価に酔うことではなく、和泉眞蔵著「医者の僕にハンセン病が教えてくれたこと」にあるように (P. 27)

『インドには多くの外国人協力者が来ているが、この人たちはインドに沢山のハンセン病患者がいることを知り、それを放置していたのでは、自分自身が幸せな気持ちで生きて行けないと感じているのです。つまり、インドのハンセン病患者のために働くのは、自分が幸せな人生を送るためなのです。』と怒られて「インドの沢山の患者のために働きに来た。」という立場をひっくり返された経験を語っています。インドのハンセン病患者のために働くなら、インドのハンセン病患者の生活・医療環境を改善するためにまず働きなさい、ということでしょうか。医者や施設

責任者は上に立つ存在ではなく、対等な立場にたち、人道的な視点で国家主義や国際社会の怠慢と闘うことが求められているのでしょうか。正義とは「当人から奪われている権利を、当人に返すこと」（アリストテレス）と言われますが、救らい活動をドラマ化しないで、ハンセン病患者が奪われていた人間的権利（医療・社会生活）を本人に戻す働きを、職員もわたしたちもそれぞれの置かれた立場で実行することが正義の活動です。

○もう一つの「療養所の職員は、絶対隔離政策の実践者であり、差別者であった。」とする考え方に対して、どのような「統合論理」が可能でしょうか？

正義とは「当人から奪われている権利を、当人に返すこと」という理解から言えば、正義の活動を実行するときに、僕ら人間は「理想を目指すのですが現実には100%は実行できない」という罪人存在・限界をもった存在であることを認めなければならないでしょう。療養所職員が絶対隔離政策を痛みをもって批判的に生きていたとすれば、それは療養所を正義が行われていないと批判して職場を去っていくより、はるかに優れた選択だったでしょう。善意の奉仕者だったのだから国策の遂行者であり、差別者であったことを謝る必要はない、という立場は光田健輔には当てはまりませんし、絶対隔離政策を進めた療養所職員にも当てはまりません。カトリックの療養所の職員には当てはまるでしょうか。一公務員として誠実に働いたアウシュビッツ収容所の職員が責任を問われるように、カトリックの職員も問われるでしょう。さらには、イエスのすすめ、「あなたたちは神の子と呼ばれているのですから、牢屋にとらわれている人たちを訪ねなければ、いけませんよ。」という愛の命令も聞こえてきます。社会学的には、マジョリティの側には、マイノリティの姿は見えない、という社会学的事実に目覚める必要もありそうです。

子どもをいじめて、自分の所有物のように扱っている父親にどのように「加害者としての自覚」をもってもらえるように視点改善が可能でしょうか？ マジョリティの側に立てるように、競争社会を勝ち抜けるように、と幼稚園・小学校から努力を強制される日本社会の中で、カトリック教会としての「ハンセン病謝罪声明」の起案には、このような視点転換の困難がまわりついています。

○和泉先生のお話のむすびの言葉は「我が国の近代ハンセン病対策は、ハンセン病は特別に悪質な疾病であり、どんな犠牲を払ってでも、一日も早く撲滅しなければならない「疫病」とする基本理念の上に構築され、本格的化学療法の時代には、一般の医療体制の中に、「統合」されなければならないという勧告を無視して続けられました。この過ちから私たちが学ぶべき教訓は、**保健医療政策は患者の人権を最大限に尊重しなければならないという基本理念**ではないでしょうか」と結ばれています。

以上、事務局として、お話と配られましたA4で21頁の資料を使いまとめました。

学習会

インド・ダリットと日本の部落解放運動

世界はますます緊密に関係し・影響し合うようになって来ています。
インドで紀元前10世紀に成立したとされるカースト制度が生み出したアウトカースト＝現在の運動ではダリット＝砕かれた者たちの生活に、「日本の部落解放運動は普遍性ある応答ができるのか」、という課題を胸に27年にわたってインドのダリット村を



訪れ、連帯の運動を築いてきた安田耕一さんです。フィリピンでも同じ実践をされてきていますので、世界的に見て、日本の解放運動の経験がインドでのとりくみのなかで感じてきた共通する点や相違する点などを報告していただき、これからの日本の解放運動を展望していく一助にしていきたい、と思います。ぜひ、ご参加下さい

日 時：2019年6月15日 pm 14:00～17:00

場 所：サクアファミリア4F会議室

講 師：安田耕一さん（元解放新聞社記者・

渡良瀬川鉦毒根絶太田期成同盟会常任委員）

カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター

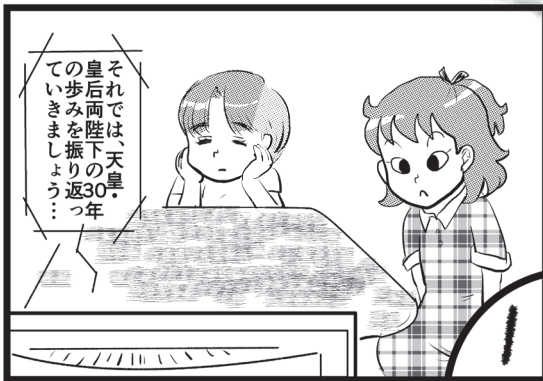
信徒の会（カトリック大阪教区・部落差別と人権を考える「信徒の会」）

Atsuhiko LaCaca Human Rights

by 9+11-2



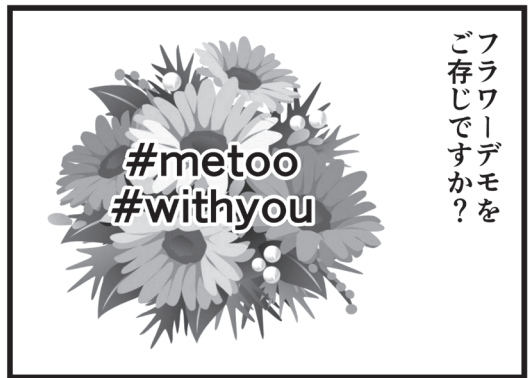
#54 改めて考えると...



#55 改元されても...



#56 フラワーデモ



法務省 MINISTRY OF JUSTICE

色変更・音声読み上げ

■ 業務案内 ■ ENGLISH

トップページ サイトマップ 業務案内 業務案内

ウェブページ > 法務省 > 国民の基本的権利の実現 > 人権保護局 > プロトタイプ

平成31年度啓発活動強調事項

強調事項 17項目

- (1) 女性の人権を守ろう
- (2) 子どもの人権を守ろう
- (3) 高齢者の人権を守ろう
- (4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- (5) 同和問題(部落差別)を解消しよう
- (6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- (7) 外国人の人権を尊重しよう
- (8) HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- (9) 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- (10) 犯罪被害者とその家族の人権侵害をなくそう
- (11) インターネットによる人権侵害問題をなくそう
- (12) 北朝鮮当局に対する偏見や差別をなくそう
- (13) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- (14) 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- (15) 性自認を理由とする偏見や差別をなくそう
- (16) 人身取引をなくそう
- (17) 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

向き合わないとい山いけはない人権課題は

平成のうちに解決できなかつたんだ

性犯罪を巡る最近の無罪判決

福岡地裁 久留米支部 準強姦 (3月12日)	サークルの飲み会で泥酔した女性に、男性が飲食店内で性行為に及んだ。女性が被害を受けていると男性が主張してしまう状況にあったと判断して故意を否定。検察控訴
静岡地裁 浜松支部 強姦 強姦 強姦 (同19日)	40代男性がコンビニ駐車場で声を掛けた20代女性に口交(こうくう)性交。女性が抵抗できず、男性は自身の行為が反抗を著しく困難にする程度のもたと認識していたと判断して故意を否定。確定
名古屋地裁 岡崎支部 準強姦 準強姦 (同26日)	19歳だった娘に対する父親の性的虐待。「以前に性交を拒んだ際受けた暴力は恐怖心を掻くようなものではなく、暴力を恐れ拒めなかったとは認められない」「強い支配、従属関係にあったとまでは言い難い」と判断。検察控訴
静岡地裁 強姦 (同28日)	12歳だった長女に対する父親の性的虐待が問われた。狭い家に7人暮らしで「家族が誰ひとり気がなかった」というのはあまりに不自然、不合理。「唯一の直接証拠である被害者の証言は信用できない」と判断。検察控訴

今年度の3月下旬に性暴力被害者についての裁判で4件も不当な判決が出ました。

中には未成年の女子に性虐待も含まれています。

2019.4.21. 西日本新聞



参考HP : <https://www.flowerdemo.org/>



2019. May yma.

第 12 回対話集会

冬枯れの光景

日 時：2018年10月13日（日） 13時～
14日（月・祭）12時30分

場 所：大阪梅田教会サクラファミリア

発題者：谷元昭信さん（元部落解放同盟中央書記次長

大阪市立大学・関西学院大学非常勤講師
部落解放論研究会共同世話人）



「解放運動の冬枯れから春へ」をメインテーマに「解放運動を変容した部落実態に適応した運動に」をサブタイトルとしてこれからの解放運動の展望が出来るような「対話集会」になることを期待しながら・・・

キリトリ

第 12 回対話集会 申 込 書

名 前		
住 所		
連絡先	TEL	FAX
	E-mail	

参加費：10000円（宿泊・交流会）・3000円（交流会参加）・500円（集会のみ）
（参加部分を○して下さい）

申し込み締め切り 9月20日（金）

連絡先：カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター

TEL/FAX 075-223-2291 E-mail:bukatu@kyoto.catholic.jp